

第2回・第6回会議における意見要旨

1 刑事司法制度全体について

(刑事司法の目的・役割)

- 個別の論点を議論する前提として、まず最初に、在るべき望ましい刑事司法制度の在り方についての総論的な議論をすべきである。刑事司法本来の目的や、真相解明はどこまでの機能を果たすべきなのかという点についても議論していく必要がある。
- 社会の関心を集めるような難しい事件が起こると、その真相の解明を刑事司法に求める傾向が強すぎて、それが制度全体にとって不健全な圧迫になっているのではないか。その点について一般の方々がどのように思っておられるのかということも議論すべきである。
- 刑事司法全体がそもそも何を果たすべきなのか、どういう目的で設計されているのかという事柄について、一度総論的な議論をすべきである。事案の解明、真相の解明という刑事手続の目的が具体的にどういうものであるべきかという大きな話についても、総論的に議論を行うべきである。
- 真相の究明というのは求めるべきものだが、その限界をも知るべきである。
- 刑訴法1条「事案の真相を明らかにし」の削除又は文言改訂、大原則（罪刑法定、無罪推定、疑わしきは被告人の利益に、身柄拘束の条件等）の明文化、刑事訴訟法を読んで分かる構成・条文にすることを検討すべきである。
- 推定無罪原則の意味、意義、そして、あえて是非から認識を共有していくことが必要なのではないか。
- この部会に最も求められているのは、えん罪を生まない刑事司法制度を考えることである。
- 刑事司法の使命は、人権擁護と真相解明のバランスを保ちつつ、国民生活を守ることであり、刑事司法全体としての真相解明機能を低下させないことが必要である。
- 人を尊重する公明正大な刑事司法に変えていく、換言すれば刑事司法の透明度を高めていくことが必要である。
- 刑事司法の基本的な在り方は一般国民の健全な社会常識に支えられたものでなければならない。
- 今回の部会の議論では、国民全体のための刑事司法制度を作ることを目指すべきであり、全ての関係者の人権の擁護と秩序維持の要請がバランスよく満たされる必要があると思う。
- 今回の部会では、えん罪を生みやすい実務を根本から見直し、人権を保障しな

がら真実を発見する刑事司法本来の機能を回復させるために何をすべきかが問われている。

- 当部会に求められる審議は、刑事司法制度を『公共性の空間』を支える柱」に相応う、国民が理解でき支持できるものにする事と考える。そのためには、一般国民が「公正透明」と了解できる刑事手続法・実体法にしなければならない。
- 刑事司法は、国民の権利・利益を害する犯罪行為を認定し、それを処罰することによって国民に奉仕すべきものであり、それを国民により信頼され支持されるような形で適切に実現していくことが極めて大切である。

(捜査と公判)

- 日本の検察官の起訴の基準は、有罪判決が得られる高度な見込みがなければ起訴しないという運用になっているが、そもそもそういう捜査と公判の関係それ自体が今のままでいいのかどうかという問題も、総論的な議論として一度考えてみる必要がある。

(供述証拠と客観的証拠)

- 客観的証拠をどの程度重視するのかという点を議論する必要がある。客観的証拠の役割をどのように考えるのか、客観的証拠、第三者の供述、被疑者の自白といった証拠のどれをどのように重視していくのかといった点も総論的な一つの論点として議論すべきである。
- 供述調書に過度に依存しない捜査・公判の在り方について、要するに調書に頼るんだけれども可視化をするということではなくて、調書に頼り過ぎないための抜本的な議論をすべきである。
- 犯罪類型ごとに異なった制度・方策を検討すべきである。
- 供述証拠は、客観的証拠と被疑者（被告人）等との結び付きや、証拠としての意味付けなどに重要な意味を持ち、犯罪の種類や事案によっては、犯罪の存否自体や共犯者間の役割等について、供述に全くよらずに立証・認定することは極めて困難と言われており、犯行の動機等も本人の供述によらなければ十分解明できないことが少なくない。全体として、詳密な事実の解明ないし立証・認定を希求する我が国の刑事司法特有の「精密司法」の性向がすぐに大きく変わるかは疑問であり、かなりの程度供述証拠によらざるを得ないことは否めない。
- 取調べに過度に依存しなくても真相解明を果たすことができるように、取調べ以外の新たな捜査手法や仕組みの導入について、同時に検討を進めることが必要である。
- 供述証拠に頼らざるを得ない事件というものはあることは否定できない。
- 取調べ及び供述調書への過度の依存を見直すとして、どのような手法や仕組みを

設ければ、過度の依存による危険を解消して、適正な手続により事案の真相を解明するための供述証拠や客観的証拠を収集できるかについて十分議論・検討していく必要がある。

2 供述証拠の収集について

(取調べの録音・録画)

- 取調べとは一体何なのかということ、例えば、人権保障だとか治安維持だとか真相解明といった問題と絡めて、どういう意味付けと機能があって、これが本当はどのような在り方が望ましいのか、について議論した上で、そこに問題があるとするならば、そこから具体的な形で各論的な問題がいろいろ出てくるのではないかと考えている。
- 取調べにおける供述の任意性をゆがめる取扱いについての予防策として、透明性と説明責任を高めることが不可欠である。その一つとして、録音・録画の義務化は極めて有効であり、それが不適切であるとする事情があるとするならば、それらを具体的に列挙し、海外の状況も参照しながら実証的に精査の上、解決策を追求すべきである。
- これからも調書を使うということが残るのであれば、それが適正に作成されたものであるということについての挙証責任を検察が負う仕組みを最低限は作っていただきたい。その意味で取調べの録音・録画というのは、全ての取調べにおいて実施するということが大原則ではないかと思う。全過程、全事件、参考人も含めるということ、少なくとも議論の出発点にしていただきたい。その上で例外を考えるのであれば、例外の議論をしていただきたい。
- いわゆる取調べの可視化と言われるような取調べ過程を後から検証できるようにすることが第一の課題になる。その方法としては、録音・録画とか弁護人の立会といったことも視野に入ってくる。録音・録画については、参考人も含めて考えるべきだと思う。
- 取調べの任意段階も含めた全過程の録音・録画を捜査機関に義務付ける制度を実現することが、捜査における最優先の課題である。この可視化問題は、全過程の可視化、任意段階も含め、あるいは参考人も含め、真っ先に議論して、本来は決着をまずつけるべき問題と認識している。
- 取調べの適正を確保する措置（弁護士の取調べ立会い、全面可視化など）、任意捜査における任意性の保障（録音機の持ち込み、弁護士の同席など）について検討すべきである。
- 供述証拠の必要性・重要性を前提としつつ、それへの依存度を実質的に低下させる工夫をするとともに、是が非でも供述を得ようとして無理な又は不当な取調べがなされることを防止し、真実性があり信頼できる供述を得ることをいかにし

て確保するかを考える必要がある。

- 客観証拠は重要であるが、いわば点を明らかにするものに過ぎず、客観的証拠と客観的証拠を結ぶことができるのは供述証拠であり、取調べの重要性は変わらない。
- 動機や故意といった主観面はもとより、死体なき殺人事件のように被疑者の供述がなければ事実そのものが解明できない事件も多く、取調べは犯罪の検挙解明に重要な機能を持っている。
- 取調べが本来果たすべき役割は真相解明である。取調べにおいて被疑者の弁解を聴取し、裏付けを丹念に行うことによって、被疑者が犯人でないことが判明する場合もあり、取調べは犯人でない者を刑事手続の対象から除外する役割も果たしている。
- 取調べの負の部分をついかにすれば正すことができるか、取調べの本来の真相解明機能をいかに維持するか、取調べへの依存度を下げるのであればいかなる捜査手段が取調べの代替策として適切かつ効果的であるのかを、刑事司法全体の機能の中で適切に位置付けて議論すべきである。
- 企業犯罪では、関係者の供述がなければ解明・立証できない事案が多いことは確かであるが、これまでのような取調べの在り方やあるべき取調べについてはこの機会に議論・検討する必要がある。
- 被疑者取調べにおける供述の任意性・信用性を確保するための制度の見直し、取り分けその全過程の録画が必要であり、参考人取調べについても、全過程の録画を検討すべきである。
- えん罪を防止するため、まず、取調べの全過程の録音・録画が必要である。
- 人を尊重する公明正大な刑事司法、換言すれば透明度の高い刑事司法としていくため、まずは、取調べを外から検証できるように、録音・録画等により取調べを可視化することが必要である。
- 取調官と被疑者だけの密室での取調べでは公平さも公正さも担保されないため、取調べを可視化する必要がある。
- 被疑者の取調べの全過程録音・録画はもちろん、参考人らの任意取調べの録音・録画についてもきちんと議論する必要がある。
- 取調べの録音・録画制度の導入を目指すとしても、捜査に与える支障についての指摘にも配慮し、また、供述証拠への依存度を実質的に低下させる方策を講じることの可能性をも併せて、幅広い観点からきめ細かく検討することが必要である。
- 取調べの録音・録画については、取調べの機能を損ね、治安水準を低下させることにより、安全を求める国民の期待に応えられなくなるようなことにならないよう、慎重な検討が必要であるが、全過程の録音・録画は特に問題が大きい。

- 被疑者取調べの録音・録画制度については、導入の必要性、導入する場合にはどのような制度がよいのかについて検討する必要がある。
- 被害者は、被疑者の勝手な言い分が録音・録画に残されているだけで精神的には回復できなくなるなどの理由から、被害者のいる犯罪については可視化をすべきでない。
- 取調べの全過程の録音・録画を一律かつ義務的に行うとした場合、取調べの真相解明機能が低下することは明らかである。録音・録画の範囲ややり方については、検察の立証責任の問題として、基本的に裁判所のチェックに委ねることで十分である。
- 過度に供述調書に依存しないとしても事情によっては供述調書が証拠とされるべき場合があることは否定できないので、その場合の取扱いについても念頭に置きつつ、録音・録画の在り方を検討する必要がある。
- 録音・録画制度については、現在行われている試行の検証等を踏まえて、必要にしてかつ有効に機能する制度設計を検討することが必要である。
- 本部会では、制度としての取調べの全過程の録画が真っ先に議論されなければならない。参考人を含めた制度としての全過程の録画は最重要である。
- 取調べの録音・録画については、取調べ状況を事後的に検証し、あるいは適切でない取調べを抑止する効果があると考えられる反面、全面的可視化についてはマイナス面もあるのではないかという無視できない指摘もなされており、両者の兼ね合いについて具体的に検討することが必要である。

(取調べ・供述調書)

- 取調べ受任義務は本当にあるのかないのかということとか、弁護人の立会権の付与の問題、取調べの時間規制の問題、さらには、供述調書について伝聞法則を徹底して、証拠の採否を厳格化していくべきかどうかということが論点として現れてくる。
- 自白偏重との指摘に象徴されるように、取調官の職人的スキルに依拠した姿が、えん罪のケースではかえって災いとなっているのではないかと思う。今日の状況において、職人的スキルをどのように評価するかは、議論すべきだと思う。また、このような取調べの在り方を堅持していくとすれば、改めて、その力を再構築し、継承していくための方策が必要不可欠だと思う。
- 取調べ自体を見直す必要があると思う。捜査段階では、まずは、客観的にこの人が何を語れるのかを確かめる聴き方が重要で、そのことをもっと自覚的に追求することが必要だと思う。
- 先端技術や心理学の知見を生かした証拠収集（取調べを含む）の「科学化」について議論すべきである。

- 無理な取調べが行われることなく真相解明が適切に行われるようにするための新たな方策としてどのようなものが考えられるのかということについて議論すべきである。例えば、独禁法のリニエンシー制度のように、量刑の減免が受けられることをインセンティブとして自白や捜査協力が得られるといったような制度を一般的に導入することについて検討すべきである。
- 知的障害等ハンデのある方の取調べについては、福祉や医療の専門家が関われる仕組みについて議論をするべきである。
- 条文が使っている「取調べ」という呼び方自体については、言葉遣いとして適切なものか、違った言葉に変えていくことも視野に入れてよいのではないかと思う。
- 被疑者取調べへの弁護士立会権など、弁護士等の援助をいつでも得られるようにする方策を検討すべきである。
- 人を尊重する公明正大な刑事司法、換言すれば透明度の高い刑事司法としていくため、まずは、取調べを外から検証できるように、弁護人の立会い等により取調べを可視化することが必要である。
- 取調べの方法を、仮説の裏付けではなく、客観的な情報聴取という方向に変えていくことが必要である。
- 犯罪に対しては厳しく対処すべきであるが、そのためには、真実を解明し、証拠を集める有効な手法が必要である。独占禁止法におけるリニエンシー制度のように、取調べによらなくても供述等の誘引を与えて証拠を獲得できるようにする仕組みも検討されてよいし、その他にも様々な手法や仕組みを幅広く検討すべきである。
- 被疑者取調べ及び参考人取調べについて、取調べ時間の規制、取調べの中断や一定時間後の開始を求める権利の付与を検討すべきである。
- 一問一答式の供述調書など取調べの結果を記録する方法についての見直しも必要である。
- 取調べでのやりとりを一問一答で正確に記録することが、すぐにでも実行できる一つの可視化である。

(取調べ以外の方法)

- 司法取引の導入について検討すべきである。
- 米国の司法取引のような検察官と弁護士とが協議して事件の処分等に関する当事者の一定の合意の形成を認めるような制度を導入することについて、こういう制度が日本の風土・文化の中でどういうふうになるのかという点も含めて、真剣に検討すべきである。
- 従来の取調べに代わる供述獲得手段の導入も検討する必要があると思う。具体的には、例えば、自白や共犯者の関与に関する供述をした場合に、量刑上の恩典を与

えるという明文規定を設けることで、自発的な供述を誘引するような制度や、司法取引の導入などについて検討すべきだと思ふ。

- 諸外国では、刑事免責制度、犯罪解明に結び付く情報提供等に対する訴追猶予ないし刑の減免制度、司法取引などが活用される例もある。
- 我が国も可視化実施国と同様に取調べへの依存度を下げるということであれば、それらの国と同様の捜査手続（司法取引、刑事免責）等を持たない限り、決してよいとは言えないそれらの国と同程度の治安水準も維持できなくなる可能性がある。
- 手続の適正・公正さを確保した司法取引制度の導入などについても検討すべき時期に来ている。

3 客観的証拠の収集について

- 今日の科学技術の発展に鑑みながら、捜査手法の一層の充実を図るとともに、それらの適法性の検討と、それらの適用力を高めるソフト面の充実が不可欠ではないか。
- 今、社会が非常に大きく変化していることから、客観的証拠と言われるものをどのような方法で収集できるのかといったことについても議論すべきである。
- 客観証拠等を得られやすくする新たな捜査手法について積極的に幅広く議論することについては賛成である。
- 新捜査手法の法制化（DNA型鑑定とデータの逮捕時採取とデータベース化、通信傍受の拡充、秘匿した監視機器による会話傍受、潜入捜査、CDの拡充など）、先端技術や心理学の知見を生かした証拠収集（取調べを含む）の「科学化」について検討すべきである。
- 取調べに代わる証拠の獲得手段として、一つは客観的な証拠の獲得手段、収集手段が考えられる。
- 客観的証拠の収集獲得手段についても議論していただきたい。通信傍受であるとか、室内の会話の傍受の在り方など、新たな捜査手法についても議論していただきたい。
- 諸外国の例に照らすと、通信・会話の傍受や広範なDNA型データベースの構築、おとり捜査、潜入捜査等の手段を整備することが考えられる。
- 公判における心証形成を、供述調書の取調べに重点を置いたものから証人や被告人の公判廷における生の供述、客観的証拠や科学的証拠に重点を置いたものに変えていく必要があるが、そのためには、客観的証拠・科学的証拠をより広範に収集する仕組みについて検討する必要がある。
- 我が国も可視化実施国と同様に取調べへの依存度を下げるということであれば、それらの国と同様の捜査手続、捜査手法等（逮捕被疑者等からのDNA資料の強

制採取，多様な種類の犯罪に対する通信傍受）を持たない限り，決してよいとは言えないそれらの国と同程度の治安水準も維持できなくなる可能性がある。

- おとり捜査，通信傍受等のほか，DNA鑑定やその他の科学的捜査手法については，その適正有効な活用が更に検討されるべきであり，これら以外の新たな捜査手法についても，法制化の必要性等を検討する必要がある。

4 公判段階の手續について

（自白事件と否認事件の区別）

- 有罪答弁制度の導入を検討すべきである。
- 有罪答弁制度も含めて，争いのない事件を簡易迅速に処理する手續，新たな手續の在り方というのも一つの検討対象とすべきである。
- 有罪答弁制度，アレイメント制度，若しくはそれに類似する制度，こういうものを導入することをこの部会で論点として議論する必要がある。

（公判準備・公判審理）

- 現状では実は客観証拠等を得られている場合も多いわけで，それがきちんと使われること，そのための方法というのは議論していただきたい。特に被告人側に有利な証拠が無視されやすい，あるいは弁護側に適正に公開をされないという問題の解決策は，まずきちんと議論していただきたい。
- なぜ証拠が隠されるのかというのは，普通に生活している人にとっては本当に素朴な疑問である。「証拠って全部見られないんだ」という驚きは，普通に日本で生活している多くの人が疑問に思う点だと思う。
- 証拠開示の徹底（早期のリスト開示など）や供述調書を証拠に使えない原則（例外規定は厳格に）について検討すべきである。
- 供述調書に依存しないために，いわゆる伝聞例外の規定の運用，そして条文自体，その条件をもっと厳しく考えていく，そのために法律を変えることも必要ではないか。
- 公判の手續を二分して，有罪・無罪の立証をきちんと適切に客観的な証拠で行い，できるだけ未決勾留の期間を短縮するというような手段を取るとともに，適切な処遇のための量刑資料を得るためには，判決前調査制度なども導入し，量刑の手續を適切に行うというシステムも考察していただきたい。
- 公判できっちりと罪責認定手續と量刑手續を分ける手續は，導入すべき段階に来ているのではないか。公判をそういう形で縦の時系列の手續を二分することによって，捜査あるいは取調べの機能というものが当然変化してくる側面もあるだろうから，まずその手續の二分論というのは論点として議論するに値するテーマだと思う。
- 公平で公正な裁判を実現するためには全面的証拠開示は必須と考える。

- 証拠開示制度の更なる拡充についても議論すべきである。
- 現在も客観的証拠は多く収集されているが、重視されていないことが問題であり、証拠の全面開示や適正管理といった問題をきちんと議論すべきである。
- 取調べの結果を記録したものを裁判で証拠とするための要件を厳格化する見直しが必要である。
- 供述調書の証拠としての利用をもっと厳格に規制する必要がある。
- ある程度裁判例は集積されているが、供述証拠に関する違法収集証拠排除法則の適用や伝聞法則等についても、改めて法制化や法改正の可否を検討する必要がある。
- 一定のルールの下で供述調書が利用されることになるのであれば、それが適正なものであることの立証責任を検察が全面的に負うことを確保する制度を作るべきである。
- 実効的な再犯防止システム構築のため、適切な量刑を確保する観点から、判決前調査制度の導入を検討すべきである。

(証言・供述の真実性確保)

- 刑事免責制度の導入や法廷供述の真実性を確保する措置(被告人の証人適格など)について検討すべきである。
- 公判において、被告人から真実の供述が得られやすくするための方策として、被告人の虚偽供述に対する制裁措置の導入、黙秘した場合に不利益事実の推認をすることを許すような制度の導入が必要だと思う。
- 公判における心証形成を、供述調書の取調べに重点を置いたものから証人や被告人における生の供述、客観証拠や科学的証拠に重点を置いたものに変えていく必要があるが、そのためには、公判廷での供述の信用性を担保することができるような制度的仕組みについて検討する必要がある。
- 法廷での証言や供述が証拠として重視される公判審理を実現すべきであるが、そのための当然の前提として、法廷での証言や供述が真実を語るものである必要があるため、真実の供述を確保するための実効性のある方策を検討すべきである。また、そもそも供述に頼りすぎないで客観的な証拠による立証に重きを置いた公判審理を実現すべきである。
- 捜査から公判へのウエイトシフトが予想される中、公判における真相解明機能を高めていく必要があり、公判における被告人、証人等の供述・証言の真実性を担保する制度を検討する必要がある。
- 公判中心主義への移行と公判における供述及び公判に提出される証拠資料の正確性や分かりやすさが重要である。
- 公判で適切な証言が確実に得られるように、刑事免責の制度、あるいは手続の

適正・公正さを確保した司法取引制度の導入，偽証に対する制裁の実効性を確保するための方策などについても検討すべき時期に来ている。

5 捜査・公判段階を通じての手續について

(身柄拘束，国選弁護)

- 身柄の拘束というのは，基本的人権の最大の制約なので，これについてのルールの明確化，適正化，明文化は議論していただきたい。
- 要するに自白をしなければ釈放することはできないよ，勾留は続くよというような形の，特に軽微な事件についてもどうして勾留の必要があるのか分からないような事件においてもそういった方法が取られて，いわゆる自白，場合によってはやってもいないことを認めさせようとするような形の捜査手法があつて，この人質司法ということについて非常に疑問を持った。
- 勾留などの未決拘禁が，供述をさせるための手段とされることがないようにするための見直しが必要ではないかと思う。例えば，勾留質問に弁護人が立ち会うというようなことも取り入れていく必要があるのではないか。
- 起訴前保釈制度の新設など身柄拘束の限定化，身柄拘束を認める要件の厳格化(逮捕，起訴後勾留，保釈条件，特に「罪証隠滅の恐れ」)，被疑者国選弁護の拡大について検討すべきである。
- 勾留・保釈の在り方，この勾留が取調べに利用されているのではないかといった問題とか，それをできるだけ制約的に考えるにはどうしたらいいのかとかが論点として現れてくる。
- 現在の被疑者の国選弁護制度がこのままでよいかという問題もあると思う。現在は勾留段階で初めて認められることになっているが，それが遅すぎるのではないか。身柄拘束と同時に国選弁護人を請求できるような制度を考えてもよい。
- 勾留要件・保釈要件の見直し，起訴前保釈，身体不拘束の原則の確立なども検討すべきである。
- 身体拘束を自白を得るために利用することを可能とする制度の見直しが必要であり，その最たるものである代用監獄制度は見直すべきである。
- 未決勾留が自白をさせるための手段にならないようにするため，未決拘禁制度とその運用を見直す視点も必要である。
- 代用監獄に被疑者を勾留して行う取調べは，無実の人を虚偽自白に追い込む可能性があり，決して合理的なものとはいえない。長期間勾留されることを考えると，嘘の自白をして罰金を払って終わりにしようとする被疑者も少なくないはずである。
- 保釈など人質司法の改革も議論すべきである。
- 弁護人選任権の実質化（被疑者国選弁護の拡大等），制限のない接見交通など，

弁護人等の援助をいつでも得られるようにする方策を検討すべきである。

(犯罪被害者の支援，証人等の保護)

- 被害者が支援を受けられるような制度を刑事法に入れることが必要である。被害直後から支援を受けられる仕組みがあれば，被害者なりに適切に刑事司法に関わることができ，人間としての尊厳を取り戻して，再び希望を持って生きていくことができるようになる。そのような点からも，被害者にももう一度社会で希望を持って生きていくことができるような制度の検討をお願いしたい。
- 被害者等が刑事司法に携わって自分なりの役割を果たし，人としての尊厳を取り戻すことができる刑事司法とするため，抜本的な制度改正を検討すべきである。
- 被害者等が被害直後から支援を受けることができるよう，支援活動を保障する仕組みを刑事訴訟法等の法令に盛り込むことを検討すべきである。
- 性犯罪規定の見直しを含め，性犯罪被害者の心の傷や客観的証拠の得にくい性犯罪の特質に配慮した手続の検討を行うべきである。
- 公判で適切な証言が確実に得られるように，被害者，証人保護のための方策の拡充等も検討すべきである。

6 刑事実体法について

- 刑法の客観化(そのために必要なら推定規定の導入)について検討すべきである。
- 司法妨害行為に対する制裁措置として，被疑者による証拠隠滅等の可罰化，参考人の虚偽供述に対する制裁措置の導入，証人買収罪の新設，虚偽の捜査協力に対する制裁措置の導入などが必要だと思う。
- 供述証拠への依存度を実質的に低下させる方策として，実体刑法上の犯罪成立要件を客観証拠だけでも立証容易なものにすること，特に主観的要素をできる限り排除すること(刑法の客観化)，犯罪成立要件の証明につき，挙証責任を被告人側に転換し，あるいは法律上の推定規定を設けることが提案されてきた。
- 犯人の意思などの主観的要件を犯罪の要件から外していく，いわゆる刑法の客観化や，推定規定の新設などの問題も指摘されているところである。
- 偽証罪の主観的要件についての推定規定の導入の可否など，実体法上の手当て等についても検討すべきものがある。
- 外部の者が関係者に働きかけて司法妨害をすることを防止する制度などを検討する必要がある。
- 刑法は，解釈・運用上も立法上も非常にうまく機能してきており，今般刑法を全面的に改正する必要性はない。捜査妨害罪の新設，司法取引を実効化するための刑の減免規定や捜査協力を推進するための免責規定の新設等について，理論的整合性がある形で実現することはやぶさかではないが，刑法の客観化というよう

な一般的な観点からのみで刑法を改正するのは望ましくない。

- 公判中心主義という観点からは、例えば、偽証罪の在り方なども問題となり得るように思う。

7 その他

- 検察官の控訴権というものが無制限で本当にいいのかというようなことも少し議論の対象になるのではないかと考えている。検察官は無罪判決に関しては控訴することは認めない、さらには、量刑不当を理由とする控訴も認めないという考え方があってもいいのではないかと考える。
- 科学的証拠についての第三者的保管・鑑定機関の設置、科学的証拠に対する被告人・弁護人のアクセスについても検討が必要である。
- えん罪を生まない制度をよりよく機能させるため、再審法制の見直し、再審における全面的証拠開示、えん罪原因調査究明のための第三者機関の設立が必要である。